租税特別措置法施行令第 39 条の 34 の２第１項第６号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する件に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月 31 日
経済産業政策局産業組織課

経済産業省は、行政手続法第 39 条第４項第８号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正するので、同法第 43 条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

１．命令等の題目

租税特別措置法施行令第 39 条の 34 の２第１項第６号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示

２．命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

本件は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要となる規定の整備であり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当するため、事前の案の公示及び意見の募集は行いませんでした。